

令和 5 年度定期監査の結果報告書

令和 7 年 1 月

沖縄県監査委員

目 次

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果	7
第3 監査所見	12
第4 部局別の指摘事項	
【各部局共通】	16
【知事公室】	18
【総務部】	18
【環境部】	19
【生活福祉部】	19
【こども未来部】	20
【生活福祉部、こども未来部】	20
【保健医療介護部】	20
【農林水産部】	20
【商工労働部】	20
【文化観光スポーツ部】	21
【土木建築部】	22
【企業局】	23
【病院事業局】	23
【教育庁・教育機関】	25
【警察本部・警察署】	25

<工事に関する事項>

第1 監査の概要	26
第2 監査の結果及び所見	27

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、また同条第2項の規定により県の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、監査を実施した。

＜財務・事務に関する事項＞

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和5年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても対象とした。
- (2) 監査実施期間
 - ア 実地監査 令和6年1月16日から同年8月28日まで
 - イ 書面監査 令和6年7月8日から同年9月30日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は別表1のとおりである。
- (2) 実地監査の実施機関及び実施状況は別表2のとおりである。
- (3) 書面監査の実施機関は別表3のとおりである。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、財務に関する事務の執行等が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

- (1) 未収金の債権管理について
- (2) 会計年度任用職員の給与の支給について

4 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

- (1) 実地監査
監査実施機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。
- (2) 書面監査
監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

別表 1

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は、次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	9	9	9	0
総 務 部	17	17	17	0
企 画 部	9	9	9	0
環 境 部	6	6	5	1
生 活 福 祉 部	11	11	11	0
こども未来部	8	8	8	0
保健医療介護部	18	18	18	0
農 林 水 産 部	43	43	41	2
商 工 労 働 部	13	13	12	1
文化観光スポーツ部	8	8	8	0
土 木 建 築 部	23	23	23	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	10	10	8	2
病 院 事 業 局	10	10	10	0
教育庁・教育機関	104	104	61	43
警察本部・警察署	48	48	40	8
事務局・委員会	8	8	8	0
合 計	347	347	290	57

別表 2

実地監査の実施機関及び実施状況は、次のとおりである。

監 査 実 施 機 関		監 査 実 施 期 日	監 査 実 施 機 関		監 査 実 施 期 日
知事 公室	本庁各課	令和6年5月14～15日 " 8月8日	こども 未来部	本庁各課	令和6年7月4～5日 " 8月27日
	消防学校	" 3月7日 " 4月15日		若夏学院	" 3月14日 " 6月25日
	平和祈念資料館	" 3月13日		中央児童相談所	" 3月8日 " 6月25日
総務部	本庁各課（総務事務センターを除く。）	令和6年5月21～24日 " 8月23日		コザ児童相談所	" 4月25日 " 7月23日
	総務事務センター	" 7月11～12日 " 8月23日		女性相談支援センター	" 2月29日 " 4月18日
	宮古事務所各課	" 4月16～17日 " 6月11日	保健医療 介護部	本庁各課	令和6年5月28～31日 " 8月20日
	八重山事務所各課	" 4月18～19日 " 7月16日		北部保健所	" 2月15日 " 4月18日
	東京事務所	" 5月17日		中部保健所	" 2月16日 " 5月8日
	自治研修所	" 4月26日 " 7月29日		南部保健所	" 2月27日
	名護県税事務所	" 4月23日 " 6月12日		宮古保健所	" 2月14日
	コザ県税事務所	" 4月10日 " 6月14日		八重山保健所	" 2月14日 " 5月22日
	那覇県税事務所	" 4月16日 " 6月19日		衛生環境研究所	" 3月7日 " 4月15日
	自動車税事務所	" 7月5日		総合精神保健福祉センター	" 3月12日 " 4月22日
企画部 本庁各課		令和6年5月21～24日 " 8月27日		中央食肉衛生検査所	" 2月28日
環境部 本庁各課		令和6年5月16～17日 " 8月14日		北部食肉衛生検査所	" 2月22日
生活福祉部	本庁各課	令和6年7月2～3日 " 8月19日	農林水産部	本庁各課	令和6年7月22～25日 " 8月26日
	北部福祉事務所	" 2月15日 " 5月16日		北部農林水産振興センター各課	" 2月20～22日 " 5月21日
	中部福祉事務所	" 2月16日 " 5月8日		宮古農林水産振興センター各課	" 5月8～9日
	南部福祉事務所	" 2月27日 " 4月18日		八重山農林水産振興センター各課	" 2月13～16日
	宮古福祉事務所	" 2月13日 " 5月15日		農業研究センター	" 3月5日 " 4月19日
	八重山福祉事務所	" 2月13日 " 6月10日		農業研究センター名護支所	" 2月22日
	身体障害者更生相談所（知的障害者更生相談所）	" 3月6日 " 4月24日		農業研究センター宮古島支所	" 5月8日
	計量検定所	" 4月25日 " 7月29日		農業研究センター石垣支所	" 2月9日

監 査 実 施 機 関		監 査 実 施 期 日	監 査 実 施 機 関		監 査 実 施 期 日
農 林 水 産 部	畜産研究センター	令和6年3月12日	土 木 建 築 部	南部土木事務所	令和6年4月11～12日 " 6月19日
	森林資源研究センター	" 3月8日		宮古土木事務所	" 4月16～17日
	水産海洋技術センター	" 3月5日 " 5月20日		八重山土木事務所	" 4月18～19日 " 6月10日
	水産海洋技術センター石垣支所	" 2月8日		下地島空港管理事務所	" 4月18日 " 6月11日
	中央卸売市場	" 3月13日 " 7月26日		下水道事務所	" 4月24日 " 6月14日
	中央家畜保健衛生所	" 2月28日 " 4月22日	出納事務局		令和6年7月9日 " 8月8日
	家畜改良センター	" 3月7日	企 業 局	本庁各課	令和6年7月3～4日 " 8月21日
	病害虫防除技術センター	" 2月29日 " 4月24日		石川浄水管理事務所	" 2月20日 " 4月11日
	中部農業改良普及センター	" 3月6日		西原浄水管理事務所	" 2月21日
	南部農業改良普及センター	" 2月29日 " 4月19日		水質管理事務所	" 2月20日 " 4月11日
	農業大学校	" 2月15日 " 5月21日	病 院 事 業 局	本庁各課	令和6年7月10～11日 " 8月6日
	中部農林土木事務所	" 3月14～15日 " 7月26日		病院総務事務センター	" 7月11日
	南部農林土木事務所	" 4月11～12日 " 7月4日		北部病院	" 6月13～14日
	南部林業事務所	" 3月1日		中部病院	" 6月4～6日
	栽培漁業センター	" 2月28日		南部医療センター・こども医療センター	" 6月19～21日
				精和病院	" 6月11～12日
				宮古病院	" 6月27～28日
商 工 労 働 部	本庁各課	令和6年6月3～6日 " 8月20日		八重山病院	" 6月25～26日
	工業技術センター	" 3月1日 " 4月15日	教 育 庁 ・ 教 育 機 関	本庁各課	令和6年11月～14日 " 8月14日
	工芸振興センター	" 2月27日 " 5月14日		国頭教育事務所	" 1月17日
	具志川職業能力開発校	" 3月6日 " 5月28日		中頭教育事務所	" 1月30日
	浦添職業能力開発校	" 3月8日		那覇教育事務所	" 1月16日
文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部	本庁各課	令和6年5月28～31日 " 8月22日		島尻教育事務所	" 1月18日 " 3月12日
	博物館・美術館	" 3月7日		宮古教育事務所	" 2月1日
土 木 建 築 部	本庁各課	令和6年6月17～21日 " 8月22日		八重山教育事務所	" 2月2日 " 5月22日
	北部土木事務所	" 3月12～13日 " 5月16日			
	中部土木事務所	" 3月14～15日 " 5月28日			

監 査 実 施 機 関		監 査 実 施 期 日
教育庁・教育機関	総合教育センター	令和6年2月16日
	県立図書館	〃 1月16日 〃 3月12日
	埋蔵文化財センター	〃 1月19日
	辺士名高等学校	〃 1月17日 〃 2月13日
	北山高等学校	〃 2月1日 〃 5月13日
	本部高等学校	〃 2月1日 〃 3月15日
	名護高等学校	〃 1月17日 〃 2月13日
	具志川高等学校	〃 1月26日 〃 3月21日
	与勝高等学校	〃 1月26日
	美里高等学校	〃 2月1日
	球陽高等学校	〃 1月24日 〃 3月21日
	普天間高等学校	〃 1月31日
	西原高等学校	〃 1月23日
	陽明高等学校	〃 1月25日 〃 2月21日
	浦添高等学校	〃 1月23日 〃 2月19日
	那覇高等学校	〃 1月19日 〃 2月28日
	那覇西高等学校	〃 1月19日 〃 2月15日
	開邦高等学校	〃 1月19日
	南風原高等学校	〃 2月2日
	豊見城高等学校	〃 1月24日 〃 2月28日
	向陽高等学校	〃 1月18日 〃 2月9日
	糸満高等学校	〃 1月18日 〃 2月15日
	宮古高等学校	〃 2月6日 〃 3月5日

監 査 実 施 機 関		監 査 実 施 期 日
教育庁・教育機関	南部農林高等学校	令和6年1月24日 〃 3月11日
	美来工科高等学校	〃 1月30日 〃 3月19日
	浦添工業高等学校	〃 1月25日 〃 4月24日
	那覇工業高等学校	〃 2月2日 〃 5月20日
	南部工業高等学校	〃 1月18日 〃 2月9日
	宮古工業高等学校	〃 2月2日 〃 3月5日
	具志川商業高等学校	〃 1月31日
	中部商業高等学校	〃 1月30日 〃 2月21日
	浦添商業高等学校	〃 1月23日
	名護商工高等学校	〃 1月17日 〃 3月15日
	沖縄盲学校	〃 1月26日 〃 3月11日
	はなさき支援学校	〃 1月31日 〃 3月19日
	大平特別支援学校	〃 1月23日 〃 2月19日
	八重山特別支援学校	〃 2月9日
	泡瀬特別支援学校	〃 2月7日 〃 4月24日
	沖縄高等特別支援学校	〃 1月31日
	陽明高等支援学校	〃 1月25日 〃 2月21日
	南風原高等支援学校	〃 2月2日
	与勝緑が丘中学校	〃 1月26日
	球陽中学校	〃 1月24日 〃 3月21日
	開邦中学校	〃 1月19日
	名護高等学校附属桜中学校	〃 1月17日 〃 2月13日

監 査 実 施 機 関		監 査 実 施 期 日	監 査 実 施 機 関		監 査 実 施 期 日
警 察 本 部 ・ 警 察 署	本部各課	令和6年6月25日～28日 " 8月7日	議会事務局		令和6年6月3日 " 8月28日
	与那原警察署	" 2月6日 " 5月14日	監査委員事務局		令和6年4月23日
	沖縄警察署	" 2月6日 " 4月15日	人事委員会事務局		令和6年6月7日 " 8月28日
	うるま警察署	" 2月9日	労働委員会事務局		令和6年4月24日 " 8月7日
	石川警察署	" 2月9日 " 4月11日	選挙管理委員会		令和6年5月21日 " 8月27日
	名護警察署	" 2月8日 " 5月13日	海区漁業調整委員会事務局		令和6年7月22日 " 8月26日
	本部警察署	" 2月8日 " 4月18日	内水面漁場管理委員会事務局		令和6年7月22日 " 8月26日
	宮古島警察署	" 2月7日 " 5月15日	収用委員会事務局		令和6年6月17日 " 8月22日

- 注：1 監査対象機関は、令和6年4月1日現在で表記している。
2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

別表3

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

部 局 名	監 査 実 施 機 関
環境部	動物愛護管理センター
農林水産部	海洋深層水研究所 家畜衛生試験場
商工労働部	大阪事務所
企 業 局	久志浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所
教育庁・教育機関	離島児童生徒支援センター 宜野座高等学校 石川高等学校 前原高等学校 読谷高等学校 嘉手納高等学校 コザ高等学校 北谷高等学校 北中城高等学校 宜野湾高等学校 首里高等学校 首里東高等学校 那覇国際高等学校 真和志高等学校 小禄高等学校 豊見城南高等学校 知念高等学校 久米島高等学校 八重山高等学校 北部農林高等学校 中部農林高等学校 八重山農林高等学校 美里工業高等学校 沖縄工業高等学校 八重山商工高等学校 那覇商業高等学校 南部商業高等学校 沖縄水産高等学校 泊高等学校 宮古総合実業高等学校 沖縄ろう学校 名護特別支援学校 美咲特別支援学校 島尻特別支援学校 西崎特別支援学校 宮古特別支援学校 桜野特別支援学校 鏡が丘特別支援学校（浦添分校を含む。） 那覇特別支援学校 那覇みらい支援学校 森川特別支援学校 やえせ高等支援学校 中部農林高等支援学校
警察本部・警察署	警察学校 那覇警察署 豊見城警察署 糸満警察署 浦添警察署 宜野湾警察署 嘉手納警察署 八重山警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に行われているが、その一部については是正又は改善を要するものが認められたことから、指摘事項として掲記する。

指摘事項の概要は、次のとおりである。

指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算の執行が適正でなかったもの	1	保健医療総務課
計	1	

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの（各部局共通）	1	北部保健所 中部保健所 建築指導課 （3機関）
徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの	16	税務課 管財課 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 環境整備課 保護・援護課 障害福祉課 こども家庭課 女性力・ダイバーシティ推進課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 中央児童相談所 コザ児童相談所 農政経済課 中小企業支援課 企業立地推進課 住宅課 交通指導課 （25機関）
国庫補助事業の実績報告に係る事務が適正でなかったもの	1	子育て支援課
歳入科目が適正でなかったもの	1	労働政策課
調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの	2	南部土木事務所 空港課 （2機関）
診療報酬の請求に係る事務が適正でなかったもの	1	南部医療センター・こども医療センター
督促状を発行していなかったもの	1	宮古病院
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	経営課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院 （7機関）
現金の管理体制が適正でなかったもの	1	宮古病院
計	25	

(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為の時期が適正でなかったもの（各部局共通）	1	統計課 環境保全課 衛生環境研究所 総務企画課 議会事務局 観光政策課 （6 機関）
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの（各部局共通）	1	医療政策課 感染症対策課 産業政策課 首里城復興課 （4 機関）
不経済な支出を行っていたもの（各部局共通）	1	基地対策課 コザ児童相談所 農政経済課 北部土木事務所 南部土木事務所 （5 機関）
支払が遅延していたもの（各部局共通）	1	東京事務所 宮古福祉事務所 （2 機関）
期末手当が過払いとなっていたもの（各部局共通）	1	営農支援課 住宅課 （2 機関）
予算執行何に係る事務が適正でなかったもの	1	道路管理課
通勤手当に係る再認定が適正でなかったもの	1	八重山病院
時間外勤務手当及び休日勤務手当が不足払いとなっていたもの	1	宮古病院
旅費が不足払いとなっていたもの	1	那覇西高等学校
計	9	

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの（各部局共通）	1	工業技術センター 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 具志川高等学校 沖縄盲学校 中部土木事務所 （6 機関）
契約に定める手続が適正でなかったもの（各部局共通）	1	職員厚生課 住宅課 名護商工高等学校 （3 機関）
予定価格を提示して契約を締結していたもの	1	計量検定所
契約期間の始期を遡って変更していたもの	1	博物館・美術館
入札手続が適正でなかったもの	4	中部土木事務所 南部土木事務所 下水道事務所 （3 機関）

指摘の内容	件数	機関名
契約事務が適正でなかったもの	2	中部病院
病院総務システムの調達に当たり検証を要するもの	1	病院総務事務センター
契約保証金に係る事務が適正でなかったもの	1	中部病院
地方自治法等で定める手続を行わずに会計年度をまたいでいたもの	1	中部病院
決裁権者の押印がなかったもの	1	中部病院
契約書の内容が適正でなかったもの	1	名護警察署
計	15	

(5) 工事に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
積算を誤っていたもの	2	中部土木事務所 南部土木事務所 (2機関)
公共工事における予定価格の設定が適正でなかったもの	1	南部医療センター・こども医療センター
設計変更に係る工事費の算定が適正でなかったもの	1	南部医療センター・こども医療センター
計	4	

(6) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
公有財産台帳の管理が適正でなかったもの（各部局共通）	1	都市公園課 南部農業改良普及センター I T イノベーション推進課 工業技術センター 空港課 (5機関)
備品の管理が適正でなかったもの（各部局共通）	1	八重山事務所総務課 保健医療総務課 八重山保健所 農業研究センター石垣支所 水産海洋技術センター 農業大学校 ものづくり振興課 工芸振興センター 博物館・美術館 産業政策課 (10機関)
備品台帳の管理が適正でなかったもの	1	防災危機管理課
切手の管理が適正でなかったもの	1	総務私学課

指摘の内容	件数	機関名
備品貸与の手続が適正でなかったもの	1	ものづくり振興課
公有財産の処分手続が適正でなかったもの	1	文化振興課
固定資産の取得、管理及び処分の手続が適正でなかったもの	1	水質管理事務所
計	7	

(7) その他

指摘の内容	件数	機関名
産業廃棄物の処理に係る事務が適正でなかったもの	1	港湾課
契約保証金の管理に改善を要するもの	1	土木総務課
計	2	

2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
勤務管理等が適正でなかったもの（各部局共通）	1	市町村課 観光振興課 土木総務課 （3機関）
安全運転管理者の業務の実施が適正でなかったもの	1	消防学校
行政財産の使用許可手続等が適正でなかったもの	1	住宅課
公印の管理が適正でなかったもの	1	辺士名高等学校
計	4	

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部局名		財務に関する事項								事務に関する事項	合計		
		予算	収入	支出	契約	工事	財産	その他	計		R5	R4	増減
知事公室							1		1	1	2	1	1
総務部			3				1		4		4	9	△ 5
企画部									0		0	0	0
環境部			1						1		1	1	0
生活福祉部			1		1				2		2	2	0
こども未来部			1						1		1	1	0
生活福祉部 こども未来部			2						2		2	2	0
保健医療介護部		1							1		1	9	△ 8
農林水産部			1						1		1	12	△ 11
商工労働部			6				1		7		7	4	3
文化観光スポーツ部					1		1		2		2	2	0
土木建築部			4	1	4	2		2	13	1	14	8	6
出納事務局									0		0	1	△ 1
企業局							1		1		1	0	1
病院事業局			4	2	6	2			14		14	20	△ 6
教育庁・教育機関				1					1	1	2	7	△ 5
警察本部・警察署			1		1				2		2	0	2
事務局・委員会									0		0	0	0
各部局共通			1	5	2		2		10	1	11	9	2
合計	R5	1	25	9	15	4	7	2	63	4	67		
	R4	3	31	21	12	1	13	1	82	6	88		
増減		△ 2	△ 6	△ 12	3	3	△ 6	1	△ 19	△ 2	△ 21		

第3 監査所見

財務に関する事務の執行等については、一部に次のような是正又は改善を要する事項が認められた。

指摘事項の中には、調定が遅れているもの、支出負担行為が契約期間後又は検査終了後に行われているもの、手当の過不足払いがあるもの、公有財産台帳に登載していないものや数量・率を誤って登載しているものなど、基本的な事務処理の誤りについて繰り返し指摘されている事項が多く含まれていた。

事務の執行に当たっては、各職員が財務関係法規等を熟知、遵守し、それぞれの職責を適切に果たす必要がある。また、職員の個人的な経験や能力にかかわらず、事務を適正、効率的かつ効果的に継続して遂行できるようにするためには、マニュアルやチェック体制の整備、階層別研修の充実など組織的な対応が必要である。

加えて、内部統制制度を有効に活用し、財務事務の現状を点検、評価するとともに、職員一人一人が自ら携わる業務に内在するリスクを常に意識して不断に必要な改善を行うことにより、リスクの発現を未然に防止できる体制を構築していただきたい。

1 予算事務の適正化について

国庫返還に係る償還金について、補正予算を議会に提出しているにもかかわらず、予算の流用を行っていたため、予算に不用が生じているものがあった。

当該事案の発生要因を分析し、関係部署及び担当職員間の連携体制や事務処理のチェック体制の見直しなど、再発防止策を講じ、予算の執行管理を徹底していただきたい。

2 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は31億8,576万円で、前年度より2億8,892万円（8.3%）減少している。特別会計の収入未済額は27億3,442万円で、前年度より7,028万円（2.5%）減少している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は15億3,952万円で、前年度より1億3,012万円（7.8%）減少している。

収入未済額については、様々な縮減に向けた対策が進められ、県税事務所、福祉事務所、県立病院等において収入未済額を減少させているところであるが、依然と

して多額であるため、住民負担の公平性と歳入確保の観点から、その縮減を図ることは重要な課題である。今後とも、債権発生時の滞納防止対策や債権の特性、滞納者の実情を考慮した納付相談、償還指導等に努め、債権管理マニュアルに沿った適切な債権管理を行うことにより、その縮減と発生防止に引き続き努めていただきたい。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として実施された貸付けについても償還が本格化しているが、社会経済情勢の変化を注視しながら、実務を担う関係機関・団体等との連携により状況の把握に努め、適切に対応していただきたい。

(2) 国庫補助金の適切な受入れについて

国庫補助事業の実績報告に係る事務が適正でないものがあった。

国庫補助金に関する事務は全庁共通の事務であり、それに誤りが生じた場合、県行政への信頼を損ねることになる。所要額を適時、確実に受け入れることができるよう、交付要綱など補助制度の熟知、進捗管理の徹底、関係部署及び担当職員間の連携体制や事務処理のチェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

(3) 調定及び収納について

納入期限の定めがある使用料等について、調定や納入通知書の発行が遅れたため、収納が遅れているものが多数あった。

調定及び収納は、自主財源の確保を図る上で重要な手続であることから、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）等に基づき適正な事務処理を行うとともに、チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

3 支出事務の適正化について

(1) 支出負担行為について

支出負担行為が大幅に遅れているもの、契約期間後又は検査終了後に支出負担行為を行っているもの、出納機関への合議を行っていないものが依然として多く見られた。

支出負担行為に関する事務は、手続の遅れ等が財務事務の重大な不備につながりかねないことを十分に認識し、財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

(2) 不経済支出について

所得税等の源泉徴収をしていなかったため、納付期限内での納付ができず、延滞税及び不納付加算税が生じ、不経済な支出となっているものがあつた。関係法令、財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

4 契約事務の適正化について

契約書を作成していないもの、予定価格調書を作成していないもの、契約期間の始期を遡って契約を締結し直したものの、履行保証保険契約が大幅に遅れていたもの等があつた。財務規則等に基づき適正な事務処理を行うとともに、チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

また、令和4年度に調達した病院総務システムについては、当初から予定していた改修に加え、病院現場の要望等を踏まえた追加改修に対応する必要が生じたこと等により、改修費用が調達額を大きく上回り、運用開始の時期も予定より遅れることとなった。同システムの調達に当たり関係機関との事前調整や調達方法等が妥当であったかについて検証を要する。

5 工事の積算について

工事における過少積算により、入札後に落札者を取り消しているもの等があつた。チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

6 財産管理の適正化について

公有財産台帳に登載していないもの、二重に登載しているもの、備品の所在が不明となっているもの等があつた。

県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）、財務規則等に基づき、適正な管理を行っていただきたい。

7 その他事務について

産業廃棄物の処理に係る事務が適正でなかったものがあつた。

産業廃棄物の処分は、契約内容の範囲を適正に明示し、さらに最終処分が履行されたことを確認することが重要であるため、関係法令等に基づき適正な事務処理を行っていただきたい。

8 事務の適正化について

会計年度任用職員について、勤務実態が労働条件通知書と異なっているものがあった。

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）等を踏まえ、適正な勤務管理等を行っていただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

ア 証紙収納簿への登記が漏れているもの並びに月計額・累計額の記載漏れ及び記載誤りがあるものがあった。

- ・保健医療介護部（北部保健所）

イ 証紙が貼付されている許可申請書を破棄しているものがあった。

- ・保健医療介護部（中部保健所）

ウ 許可申請に係る手数料について、超過して納付した額（40,000円）があったが、還付に関する案内がなされていないものがあった。

- ・土木建築部（建築指導課）

[支 出]

(1) 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

ア 契約を締結するときは、支出負担行為を行う必要があるが、これが契約期間後又は検査終了後に行われているものがあった。

- ・企画部（統計課）
- ・環境部（環境保全課）
- ・保健医療介護部（衛生環境研究所）
- ・病院事業局（総務企画課）
- ・議会事務局（総務課）

イ 交付を決定するときは、支出負担行為を行う必要があるが、これが大幅に遅れているものがあった。

- ・文化観光スポーツ部（観光政策課）

(2) 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

財務規則において出納機関への合議が必要とされる支出負担行為について、合議がなされていないものや大幅に遅れているものがあった。

- ・保健医療介護部（医療政策課、感染症対策課）
- ・商工労働部（産業政策課）
- ・土木建築部（首里城復興課）

(3) 不経済な支出を行っていたもの

所得税等の源泉徴収をしていなかったため、納付期限内での納付ができず延滞税及び不納付加算税が生じ、不経済な支出となっているものがあった。

- ・知事公室（基地対策課）
- ・こども未来部（コザ児童相談所）
- ・農林水産部（農政経済課）
- ・土木建築部（北部土木事務所、南部土木事務所）

(4) 支払が遅延していたもの

令和4年度予算で支払うべきものを令和5年度予算で支払っているものがあった。

- ・総務部（東京事務所）
- ・生活福祉部（宮古福祉事務所）

(5) 期末手当が過払いとなっていたもの

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、期間率を誤ったため、過払いとなっているものがあった。

- ・農林水産部（営農支援課）
- ・土木建築部（住宅課）

[契 約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

ア 執行予定額が1件100万円以上の場合は、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていないものがあった。

- ・商工労働部（工業技術センター）
- ・病院事業局（中部病院、南部医療センター・こども医療センター）
- ・教育機関（具志川高等学校、沖縄盲学校）

イ 契約締結後に予定価格調書が作成されているものがあった。

- ・病院事業局（中部病院）

ウ 設計書に誤りがあり、予定価格を過少に設定したことで、落札者を決定することができないものがあった。

- ・土木建築部（中部土木事務所）

(2) 契約に定める手続が適正でなかったもの

年間計画書、事業計画書等が提出されていないものがあった。

- ・総務部（職員厚生課）
- ・土木建築部（住宅課）
- ・教育機関（名護商工高等学校）

[財 産]

(1) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

ア 工事により取得した財産について、公有財産台帳への登載が行われていないものがあった。

- ・土木建築部（都市公園課）

イ 修繕又は工事により財産価値が増加していたが、公有財産台帳を調整していないものがあった。

- ・農林水産部（南部農業改良普及センター）
- ・商工労働部（ITイノベーション推進課）

ウ 特許権について、公有財産台帳への登載及び調整が遅れていたもの並びに調整がなされていないものがあった。

- ・商工労働部（工業技術センター）
- エ 公有財産台帳に財産を二重に登載しているものがあった。
 - ・土木建築部（空港課）
- オ 公有財産台帳に残存率を誤って登載しているものがあった。
 - ・商工労働部（ＩＴイノベーション推進課）

(2) 備品の管理が適正でなかったもの

- ア 重要備品が所在不明のものがあった。
 - ・総務部（八重山事務所総務課）
 - ・保健医療介護部（保健医療総務課、八重山保健所）
 - ・農林水産部（農業研究センター石垣支所、水産海洋技術センター、農業大学校）
 - ・商工労働部（ものづくり振興課、工芸振興センター）
 - ・文化観光スポーツ部（博物館・美術館）
- イ 耐用年数を経過していない備品が所在不明を理由に亡失処理されているものがあつた。
 - ・商工労働部（産業政策課）

2 事務に関する事項

(1) 勤務管理等が適正でなかったもの

- 会計年度任用職員の勤務実態が、労働条件通知書と異なっているものがあつた。
- ・企画部（市町村課）
 - ・文化観光スポーツ部（観光振興課）
 - ・土木建築部（土木総務課）

【知事公室】

1 財務に関する事項

[財 産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

- 沖縄県次期防災情報システム構築業務で取得した備品について、備品台帳への登記が行われていないものがあつた。（防災危機管理課）

2 事務に関する事項

(1) 安全運転管理者の業務の実施が適正でなかったもの

- アルコール検知器を備えておらず、酒気帯びの有無の確認が行われていないものがあつた。（消防学校）

【総務部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加又は多額となっているものがあった。

ア 県税

(円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和5年度	155,109,863,048	153,060,197,696	145,827,994	2,093,804,383	98.7
令和4年度	148,776,586,744	146,477,189,855	107,201,739	2,194,316,638	98.5
対前年度比	104.3	104.5	136.0	95.4	—

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所並びに宮古及び八重山事務所県税課)

イ 土地貸付料（一般会計）

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
44,745,785円	6.3%	7.4% (管財課)

ウ 土地貸付料（所有者不明土地管理特別会計）

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
5,799,480円	21.1%	3.0% (管財課)

[財 産]

(1) 切手の管理が適正でなかったもの

郵便切手2枚を亡失しているものがあった。(総務私学課)

【環境部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
行政代執行に係る求償費用	83,601,186円	99.9%	△0.01%

(環境整備課)

【生活福祉部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
生活保護費返還金	184,180,512円	55.8%	△7.5%

(保護・援護課並びに北部、中部、南部及び八重山福祉事務所)

[契 約]

(1) 予定価格を提示して契約を締結していたもの

1者のみが参加した一般競争入札において、再度の入札に付するも落札者がなかったため、入札に参加した者に予定価格を提示して見積書を徴し、随意契約により契約を締結しているものがあった。(計量検定所)

【こども未来部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 国庫補助事業の実績報告に係る事務が適正でなかったもの

国庫補助事業の実績報告に係る手続において、誤った金額を報告したため、国庫補助金の受入額が30,000円過少となっているものがあった。(子育て支援課)

【生活福祉部、こども未来部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加又は多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 児童福祉施設負担金	46,097,827円	75.2%	14.1%
(障害福祉課、こども家庭課、各福祉事務所及び各児童相談所)			

イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	77,711,302円	39.1%	△7.3%
(女性力・ダイバーシティ推進課及び各福祉事務所)			

【保健医療介護部】

1 財務に関する事項

[予算]

(1) 予算の執行が適正でなかったもの

国庫返還に係る償還金について、補正予算を調製し、これを議会に提出している中、一部の償還金については予算の流用を行っていたため、予算に11,802,000円の不用が生じているものがあった。(保健医療総務課)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
農業改良資金 貸付金元利収入	217,126,117円	93.2%	△6.8%
(農政経済課)			

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 歳入科目が適正でなかったもの

土地貸付料を建物貸付料として徴収しているものがあった。(労働政策課)

(2) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加又は多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	2,135,682,530円	96.4%	△3.3%
			(中小企業支援課)
イ 感染防止対策協力金返還金	12,769,528円	70.4%	28.0%
			(中小企業支援課)
ウ 建物明渡訴訟に係る損害金	74,804,994円	100.0%	0.0%
			(企業立地推進課)
エ 土地売却代(中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計)	39,622,800円	100.0%	皆増
			(企業立地推進課)
オ 実費徴収費(国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計)	13,101,179円	23.4%	0.8%
			(企業立地推進課)

[財 産]

(1) 備品貸与の手続が適正でなかったもの

おきなわ工芸の杜の管理運営に関する基本協定書で定める貸与備品一覧が作成されていないものがあった。(ものづくり振興課)

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

[契 約]

(1) 契約期間の始期を遡って変更していたもの

契約期間中又は契約期間満了後に、契約期間の始期を遡って契約を締結し直しているものがあった。(博物館・美術館)

[財 産]

(1) 公有財産の処分手続が適正でなかったもの

県立芸術大学首里崎山キャンパスの建物等の解体について、公有財産規則に基づく処分の手続を行っていないものがあった。(文化振興課)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの

ア 調定が遅れたことにより収納が遅延しているものがあった。

(南部土木事務所)

イ 納入通知書の発行が遅れたことにより収納が遅延しているものがあった。

(空港課)

(2) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加又は多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
ア 県営住宅使用料	385,612,479円	7.2%	△6.0%
			(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	32,681,621円	9.9%	2.9%
			(住宅課)

[支 出]

(1) 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

予算執行伺の執行予定額を上回る支出をしているものがあった。(道路管理課)

[契 約]

(1) 入札手続が適正でなかったもの

ア 指名競争入札において、指名業者に配布した特記仕様書等の資料に数量の誤りがあったことで、落札者を決定することができないものがあった。

(中部土木事務所)

イ 地すべり対策工事の入札が不調となったが、これに関連する磁気探査業務委託の入札を実施し、落札者を決定しているものがあった。(中部土木事務所)

ウ 指名競争入札において入札者が1者のみの応札となった場合は、指名通知書の記載のとおり入札を中止とすべきであったが、有効な応札と誤認し、落札者を決定しているものがあった。(下水道事務所)

エ 一般競争入札において、公告した内容に誤りがあったため、入札を取りやめたものがあった。(南部土木事務所)

[工 事]

(1) 積算を誤っていたもの

ア 仮栈橋撤去工事において積算の誤りがあり、落札者の決定を取り消したものがあつた。(中部土木事務所)

イ 公園施設修繕工事において積算の誤りがあり、落札者の決定を取り消したものがあつた。
(南部土木事務所)

[その他]

(1) 産業廃棄物の処理に係る事務が適正でなかったもの

産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者等の法令で定める者とそれぞれ契約書により委託契約を締結しなければならないが、それ以外の者と書面によらずに委託契約を締結しているものがあつた。

また、受託者に産業廃棄物管理票の交付もなされていなかった。(港湾課)

(2) 契約保証金の管理に改善を要するもの

契約保証金917,490円について、納付させた契約の相手方が不明なものがあつた。
(土木総務課)

2 事務に関する事項

(1) 行政財産の使用許可手続等が適正でなかったもの

行政財産使用許可書を交付後、使用を許可した内容に修正があつたが、修正に係る決裁手続を行わず、修正後の内容で作成した納入通知書を発行しているものがあつた。
(住宅課)

【企業局】

1 財務に関する事項

[財 産]

(1) 固定資産の取得、管理及び処分の手続が適正でなかったもの

固定資産の取得、用途廃止及び廃棄の際に行う、決裁手続や経理課長への通知がなされていなかったため、固定資産台帳の整理がなされていないものがあつた。

(水質管理事務所)

【病院事業局】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 診療報酬の請求に係る事務が適正でなかったもの

診療報酬の請求に関する書類の不備により、多額の返還金が生じるものがあつた。
(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 督促状を発行していなかったもの

医業未収金等の債権について、督促状が発行されていないものがあつた。

(宮古病院)

(3) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

令和5年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度末より130,116,436円(△7.8%)減少し1,539,518,013円となっているが、依然として多額となっている。
(経営課、各県立病院)

(4) 現金の管理体制が適正でなかったもの

現金の管理体制が適正でなかったため、窓口で収納した現金と金融機関に預け入れた金額が一致しないことに約1か月間把握できていないものがあった。

(宮古病院)

[支 出]

(1) 通勤手当に係る再認定が適正でなかったもの

平成30年10月の八重山病院の移転に伴う通勤手当に係る再認定がなされていないものがあった。

(八重山病院)

(2) 時間外勤務手当及び休日勤務手当が不足払いとなっていたもの

臨時的任用職員（医師）の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たって、勤務時間の確認が不十分であったため、735,146円の不足払いとなっているものがあった。

(宮古病院)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 100万円以上の随意契約による契約について、契約書を作成していないものがあった。

(中部病院)

イ 20万円以上の契約について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手續もされていないものがあった。

(中部病院)

(2) 病院総務システムの調達に当たり検証を要するもの

令和4年度に調達した病院総務システムについては、当初から予定していた改修に加え、病院現場の要望等を踏まえた追加改修に対応する必要性が生じたこと等により、改修費用が調達額を大きく上回り、運用開始の時期も予定より遅れることとなった。

このため、病院総務システムの調達に当たり関係機関との事前調整や調達方法等が妥当であったかについて検証を要する。

(病院総務事務センター)

(3) 契約保証金に係る事務が適正でなかったもの

空気除湿装置更新工事契約に係る履行保証保険契約が、工事契約日から6か月以上遅れてなされているものがあった。

(中部病院)

(4) 地方自治法等で定める手續を行わずに会計年度をまたいでいたもの

病院機能評価に関する業務委託契約について、債務負担行為等の手續を行わずに会計年度をまたいでいるものがあった。

(中部病院)

(5) 決裁権者の押印がなかったもの

資産の購入又は委託契約に係る支出負担行為書に決裁権者の押印がないものがあった。

(中部病院)

[工 事]

(1) 公共工事における予定価格の設定が適正でなかったもの

公共工事の発注者は、市場実態等を的確に反映した積算により算定した設計書金額に基づき予定価格を設定する必要があるが、その一部を控除して予定価格を設定しているものがあつた。
(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 設計変更に係る工事費の算定が適正でなかったもの

設計変更に係る工事費の算定について、建築工事特記仕様書では本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額に乗じることとしていたが、これによらず、受注者が提出した見積書記載の金額で算定されているものがあつた。
(南部医療センター・こども医療センター)

【教育庁・教育機関】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 旅費が不足払いとなっていたもの

旅費の支給に当たって、宿泊料の算定を誤ったため、62,450円の不足払いとなっているものがあつた。
(那覇西高等学校)

2 事務に関する事項

(1) 公印の管理が適正でなかったもの

防火管理者選任（解任）届出書及び消防計画変更届出書について、決裁を受けずに、また、公印審査を経ないまま公印が使用され、文書が提出されているものがあつた。
(辺土名高等学校)

【警察本部・警察署】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

次のとおり収入未済額が前年度より増加しているものがあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率
放置駐車車両違反金	9,493,000円	7.0%	7.7%

(交通指導課)

[契 約]

(1) 契約書の内容が適正でなかったもの

車両燃料及び部品取替等修理単価契約書の契約単価が、落札となった単価と異なっているものがあつた。
(名護警察署)

<工事にに関する事項>

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和5年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても監査の対象とした。
- (2) 監査実施期間 令和6年7月9日から同年9月26日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 監査実施機関 農林水産部4機関、土木建築部6機関、企業局1機関の計11機関の20工事を対象として監査を実施した。
- (2) 監査実施状況

監査実施機関	監査実施期日	工事名
北部農林水産振興センター	令和6年7月23日	令和4年度大田林道施設災害復旧工事（その2）
	令和6年9月25日 ～9月26日	真謝・真西地区加圧機場設置工事（R4）
中部農林土木事務所	令和6年7月9日	平安名4期地区地すべり対策工事（R4-1）
南部農林土木事務所	令和6年7月10日	福地第1地区ほ場整備工事（R4）
八重山農林水産振興センター	令和6年8月6日 ～8月7日	星野地区農地保全施設整備工事（R4-1） 大座地区ほ場整備工事（R4）
	令和6年8月28日 ～8月29日	沖縄県立農業大学校新築工事（教育棟・建築） 奥武山公園水泳プール（25m）補修工事
施設建築課	令和6年9月11日 ～9月12日	沖縄コンベンションセンター非常用発電設備改修工事 病害虫防除技術センター中央監視装置改修工事
北部土木事務所	令和6年7月24日 ～7月25日	県道9号線大保大橋仮橋設置工事（R4-2） 瀬底大橋橋梁補修工事（R4-1）
	令和6年9月18日 ～9月19日	小波津川河川改修工事（R4-2） 県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その11）
南部土木事務所	令和6年8月20日 ～8月21日	金良地区急傾斜地崩壊防止施設緊急改築工事（R3-1） 南風原知念線（第1トンネル）補修工事（R4）
	令和6年8月8日	R3真栄里ダム改修工事（下流取付水路）
下水道事務所	令和6年8月22日	安謝幹線人孔補修工事
企業局建設課	令和6年9月3日 ～9月4日	長田川取水ポンプ場取水堰建設工事 石川～上間送水管布設工事（比屋根～熱田工区）その2

3 監査の着眼点

監査に当たっては、監査対象工事の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われているか、特に、計画、設計、契約、施工、検査等の各段階において、適正かつ安全に行われているかを着眼点として監査を実施した。

4 監査の実施方法

監査は、関係書類や現地の確認、担当職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

技術面からの監査については、工事技術調査業務を委託し、委託先の技術士の調査結果を参考として実施した。

第2 監査の結果及び所見

各機関の工事については、おおむね適正に行われているが、その一部については是正又は改善を要するものが認められたことから、次のとおり指摘事項として掲記する。

今後とも、法令遵守等を徹底し適正な工事の執行に努めていただきたい。

1 設計・施工・検査等で改善を要するもの

- (1) 南風原知念線（第1トンネル）補修工事（R4）において、工事完了から1年以内であるにもかかわらず、トンネル中央上部の目地から漏水が確認された。再度の補修を検討する必要がある。（南部土木事務所）
- (2) R3真栄里ダム改修工事（下流取付水路）において、工事発注前の現地確認不足や改修する護岸の範囲拡大に伴う工法見直しがなされなかったことなどにより、大幅な工期の延長が生じるとともに、変更後の契約金額が当初の258.7%増となっていた。今後は工事発注前の事前準備を十分に行い、工法見直し等に適切に対応できるよう努める必要がある。（八重山土木事務所）
- (3) 長田川取水ポンプ場取水堰建設工事において、当初設計における地質調査位置の検討が不十分であったことや、仮設土留工の設計不備などにより、大幅な工期の延長が生じるとともに、変更後の契約金額が当初の71.7%増となっていた。今後は適正な設計となるよう確認等を十分に行い、工事を発注する必要がある。（企業局建設課）